

スポーツ施設使用料の料金改定（案）

1.物価高騰等社会情勢と公共施設の利用料金の見直し

公共施設の管理を含めた行政サービスは市民からの税収等を基にした公費より負担されており、施設の利用にあたり、行政サービスの受益・負担における公平性を図るため、その利用者に受益の範囲内で負担を求めることは必要不可欠と言えます。スポーツ施設の管理として、収支バランスの健全な財政運営の実現や、受益者と負担の公平性の観点又は昨今の物価高騰により施設利用料金の適時適切な見直しを検討しております。

今後の料金改定において、消費者物価指数などサービスの価格変動を示す経済指標や県内、近隣自治体の施設利用料などを参考に、受益者に求めるべき料金と現行料金に乖離が生じないように、利用者の利便性を確保するとともに、料金を見直し、均衡を図るものとします。

また、料金の時間帯区分のほか、利用者の居住地域による区別を設けるなど、新たな料金体系の検討も併せて行う必要があると考えられます。

2.スポーツ施設自治体別料金比較

○ 体育館 【料金：一般利用者で土日祝の1時間あたりの料金（円）】

| 自治体 | 施設名 | 料金 | 備考 | 完成 |
|-------|-----------|-------|----------------------|-----|
| 釜石市 | 釜石市民体育館 | 1,320 | | R1 |
| 遠野市 | 遠野市民体育館 | 5,720 | 平日 4,400 円.市外利用者 2 倍 | S49 |
| 宮古市 | 宮古市民総合体育館 | 3,560 | 17 時以降. 平日 2,740 円 | H8 |
| 大船渡市 | 大船渡市民体育館 | 2,030 | 17 時以降の利用 | S53 |
| 陸前高田市 | 夢アリーナたかた | 1,650 | 17 時以降の利用 | H27 |
| 大槌町 | 城山公園体育館 | 600 | 市外利用者は 2 倍 | S63 |

○ サッカー・ラグビー場 【料金：一般利用者で土日祝の1時間あたりの料金（円）】

| 自治体 | 施設名 | 料金 | 備考 | 完成 |
|-------|---------------|-------|-------------|-------|
| 釜石市 | 釜石市球技場 | 4,180 | | H25 |
| 遠野市 | 国体記念公園市民サッカー場 | 2,200 | 市外利用者は 2 倍 | R1 改修 |
| 宮古市 | 老木公園多目的グラウンド | 無料 | | H11 |
| 大船渡市 | 赤崎グラウンド | 3,000 | | H26 |
| 陸前高田市 | 高田松原運動公園サッカー場 | 2,000 | | R2 |
| 大槌町 | 大槌町営サッカー場 | 1,000 | 地区外利用者は 2 倍 | R3 |

○ 野球場 【料金：一般利用者で土日祝の1時間あたりの料金（円）】

| 自治体 | 施設名 | 料金 | 備考 | 完成 |
|-------|---------------|-------|-------------|-----|
| 釜石市 | 平田公園野球場 | 1,040 | | H4 |
| 遠野市 | 遠野運動公園野球場 | 1,300 | 平日 1,100 円 | H13 |
| 宮古市 | 東北ヒロセ野球場 | 1,100 | | S43 |
| 大船渡市 | 大船渡市営球場 | 300 | | S39 |
| 陸前高田市 | 高田松原運動公園第一野球場 | 2,000 | | R2 |
| 大槌町 | 大槌町営野球場 | 1,300 | 地区外利用者は 2 倍 | R3 |

○ プール 【料金：一般利用者1回あたりの料金（円）】

| 自治体 | 施設名 | 料金 | 備考 | 完成 |
|-------|----------------------|-----|--------------------------------|-----|
| 釜石市 | 釜石市営プール | 430 | 高校生 310 円 中学生以下 210 円 | S43 |
| 遠野市 | 遠野市民プール | 230 | 児童・生徒 120 円 市外利用者は 2 倍 | S49 |
| 宮古市 | 宮古市姉ヶ崎 サン・スポーツランド | 540 | 幼児、小中学生 320 円 | S63 |
| 大船渡市 | 大船渡 Y・S センター | 500 | 高齢者・中学生 300 円 障害者・小学生 200 円 | H4 |
| 陸前高田市 | 陸前高田市 B&G 海洋センター | 500 | 中学・高校生 300 円 小学生 200 円 | H29 |

※ 大槌町（大槌町 B&G 海洋センター）は東日本大震災で全壊

○ 弓道場 【料金：一般利用者1回あたりの料金（円）】

| 自治体 | 施設名 | 料金 | 備考 | 完成 |
|------|---------------|-----|---------------------------------------|-----|
| 釜石市 | 釜石市民弓道場 | 220 | | H9 |
| 宮古市 | 宮古市民総合体育館 弓道場 | 270 | 17 時以降利用 9-17 時 220 円 | H8 |
| 大船渡市 | 大船渡市民弓道場 | 200 | | S57 |
| 大槌町 | 寺野多目的体育館 弓道場 | 600 | 17 時以降利用 9-17 時 300 円 地区外利用者 720 円 | H6 |

※ 宮古市及び大槌町は今年度、施設修繕（大規模）実施中

3.今後のスケジュール（案）

- R7.12 月 令和 7 年度第 1 回スポーツ推進審議会
 - －施設利用料改定について審議
- R8 年度中 令和 8 年度スポーツ推進審議会
 - －各施設における具体的な改定料金(案)について審議
 - 庁内協議
 - －スポーツ推進審議会で審議した施設利用料改定（案）について協議
- R9 年 3 月 3 月議会において料金改定案の議決
 - －条例等改正による議決案件となる予定
- R9 年 4 月 新料金適用開始予定